

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金  
業務等質問(回答)書

質問日：2026年6月10日

質問書提出者	商号又は名称※	
	所在地	
	電話	
	担当者所属・氏名	
質問内容	建築物に該当しない、車検登録を有するナンバー付きトレーラーハウス（移動式指揮車両）を、実証実験時のブリーフィング・運航管理・通信機器搭載等に使用する場合、装置・システム購入費又は事業実施に必要な設備として補助対象となりますでしょうか。対象の場合、中古でも対象になりますでしょうか。	

※共同企業体を形成する者である場合、構成団体の名称を全て記載すること

回答日：令和8年6月12日

回答	補助対象経費の取扱いについては、補助金公募要領第5に記載のとおりです。 第5(1)に記載の経費以外は、補助対象になりません	
----	--	--